

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	調整池除草工 一式	
契 約 期 間	平成30年7月12日 ～ 平成30年7月31日	
契 約 締 結 日	平成30年7月11日	
契 約 相 手 方	小島施設㈱	
契 約 金 額	281,880円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、四季の丘地内調整池について、市民からの通報により隣接する民家に草等が越境し居住環境を阻害しており、良好な居住環境を維持するため早急に対応する必要があります。 なお、先に小島施設㈱と契約している都市公園等除草業務委託（四季の丘緑地外2）と同一区域内であり合わせて施工することで、工期の短縮、合理的かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	用排水路除草工 一式	
契 約 期 間	平成30年7月13日 ～ 平成30年8月31日	
契 約 締 結 日	平成30年7月12日	
契 約 相 手 方	大竹建設(株)	
契 約 金 額	253,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、羽黒起地内用排水路について、市民からの通報により隣接する民家に草等が越境し居住環境を阻害しており、かつ、用排水路の維持管理上通水機能の確保の観点から早急に対応する必要があります。 なお、当該箇所は、名鉄小牧線に近接する用排水路であり、鉄道事業者発注の除草業務を受注している大竹建設(株)に発注することで、除草業務における近接施工協議が不要になるため、工期の短縮・合理的かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	はみ出し枝処理委託	
契 約 内 容	支障枝等剪定及び伐採 一式	
契 約 期 間	平成30年7月20日 ～ 平成30年8月3日	
契 約 締 結 日	平成30年7月19日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	291,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、彩雲橋から城下トンネル間において、樹木の枝が茂り道路上まで伸び車や歩行者への接触が予想され、また自動車が通行する際歩行者及び自転車とのすれ違い時の安全確保が必要なことから、早急に対応する必要があります。 なお、当該箇所に精通している有限会社芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期対応と適切な施工が確保できることから、随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	橋爪字四郎丸地内用水路の除草	
契 約 期 間	平成30年8月2日 ～ 平成30年8月24日	
契 約 締 結 日	平成30年8月1日	
契 約 相 手 方	(株)青山組	
契 約 金 額	224,640円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、橋爪字四郎丸地内用排水路において、草が生い茂り周辺の住宅に影響が生じる恐れがあり、早急に対応する必要があります。 なお、当該箇所に精通している株式会社青山組に依頼することで、地元調整を含む早期対応と適切な施工が確保できることから、随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託	
契 約 内 容	支障枝等剪定 一式	
契 約 期 間	平成30年8月3日 ～ 平成30年8月31日	
契 約 締 結 日	平成30年8月2日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	286,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、惣作ちびっこ広場において、樹木が茂り枝葉が隣接民地及び道路上へ伸びており、車や歩行者への接触や隣接家屋への接触が予想されることから、早急に対応するもの。 なお、当該箇所に精通している有限会社芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期対応と適切な施工が確保できることから、随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	道路除草委託	
契 約 内 容	道路除草工 一式	
契 約 期 間	平成30年8月9日 ～ 平成30年9月14日	
契 約 締 結 日	平成30年8月8日	
契 約 相 手 方	丹羽建設(株)	
契 約 金 額	299,160円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>本業務は、市道塔野地92号線において、雑草が生い茂り、道路上まで伸び見通しが悪く、車の通行に支障があり危険なため、道路通行上の安全を早急に確保する必要があり対応するもの。</p> <p>なお、当該箇所に精通している丹羽建設株式会社に依頼することで、地元調整を含む早期対応と適切な施工が確保できることから、随意契約を締結するもの。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	はみ出し枝処理委託	
契 約 内 容	支障枝等剪定及び撤去工 一式	
契 約 期 間	平成30年8月10日 ～ 平成30年9月14日	
契 約 締 結 日	平成30年8月10日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市道犬山今井上線において、道路の切土法面の雑木の枝葉が車道へ倒れかかっていることにより、事故等が発生する危険性があることから、道路通行上の安全確保等において早急に対応する必要がある。 なお、当該箇所に精通している有限会社芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期対応と適切な施工が確保できることから、随意契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	倒木処理委託	
契 約 内 容	倒木処理工一式	
契 約 期 間	平成30年9月4日 ～ 平成30年9月7日	
契 約 締 結 日	平成30年9月3日	
契 約 相 手 方	(有) 芳葉園土木	
契 約 金 額	216,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	本業務は、市道犬山栗栖線（犬山市大字継鹿尾字光龍寺地内）について、市民からの通報により当該路線の法面より倒木が発生し通行に支障が生じました。道路通行上の安全確保を早期に実施する必要があるため、直ちに現場作業に着手可能な（有）芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課



## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	用排水路除草工	
契 約 期 間	平成30年9月11日 ～ 平成30年9月28日	
契 約 締 結 日	平成30年9月10日	
契 約 相 手 方	丹羽建設(株)	
契 約 金 額	178,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、用排水路内の草が生い茂り、周囲の道路に影響し通行に支障が生じているため、道路通行上の安全確保を早期に実施する必要があり、直ちに現場作業に着手可能な丹羽建設(株)に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	雑木撤去工 一式	
契 約 期 間	平成30年9月20日 ～ 平成30年9月28日	
契 約 締 結 日	平成30年9月19日	
契 約 相 手 方	(株)久保田建設	
契 約 金 額	164,160円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、郷川について、市民からの通報（要望）により郷川の雑木等が河川に繁茂しており、通水阻害及び隣接する農地（田）へ及び農道に越境し農作業等に支障があるため、早急に対応する必要があります。なお、直ちに現場作業に着手可能な(株)久保田建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等倒木処理委託	
契 約 内 容	倒木処理工	
契 約 期 間	平成30年9月6日 ～ 平成30年9月21日	
契 約 締 結 日	平成30年9月5日	
契 約 相 手 方	(株)アサイ建設	
契 約 金 額	220,320円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、台風21号災害（9/4）により犬山ひばりヶ丘公園及び小野洞砂防公園内において倒木が発生し、公園利用者の安全性を確保するため、緊急に実施するものです。</p> <p>なお、当該公園に精通している(株)アサイ建設に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等倒木処理委託	
契 約 内 容	倒木処理工	
契 約 期 間	平成30年9月12日 ～ 平成30年9月28日	
契 約 締 結 日	平成30年9月11日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、台風21号災害（9/4）により天神森公園及び丸山児童遊園内において倒木が発生し、公園利用者の安全性を確保するため、緊急に実施するものです。 なお、当該公園に精通している(有)芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等倒木処理委託	
契 約 内 容	倒木処理工	
契 約 期 間	平成30年9月11日 ～ 平成30年9月26日	
契 約 締 結 日	平成30年9月10日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	298,080円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、台風21号災害（9/4）により上坂公園、八幡公園及び南椿台公園内において倒木が発生し、公園利用者の安全性を確保するため、緊急に実施するものです。</p> <p>なお、当該公園に精通している(有)芳葉園土木に依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	消防本部 企画調整担当	
件 名	救急救命士気管挿管病院実習業務委託契約	
契 約 内 容	救急救命士気管挿管病院実習業務委託	
契 約 期 間	平成30年 8月 6日(契約締結日)から気管挿管成功症例が30症例修了するまで	
契 約 締 結 日	平成30年 8月 6日	
契 約 相 手 方	医療法人医仁会さくら総合病院	
契 約 金 額	480,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	平成30年6月27日付けで尾張北部地区メディカルコントロール協議会長より、さくら総合病院（手術室）にて気管挿管病院実習を実施する旨の通知がありましたので、本委託契約については、地方自治法第167条の2第2号の随意契約とするもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防本部 企画調整担当

## 随意契約に関する調書(公表)

<b>所 管 課 名</b>	市民部 税務課	
<b>件 名</b>	鑑定評価時点修正業務	
<b>契 約 内 容</b>	市町村が指定する地点における平成29年7月1日から平成30年7月1日までの間の不動産鑑定評価価格の時点修正率を査定する業務	
<b>契 約 期 間</b>	平成30年8月1日から平成30年10月31日	
<b>契 約 締 結 日</b>	平成30年8月1日	
<b>契 約 相 手 方</b>	公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	
<b>契 約 金 額</b>	2,066,806円	
<b>根 拠 規 定</b>	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	<b>随意契約の理由 及 び 業者選定の理由</b>	<p>固定資産の評価は、地方税法第349条により基準年度から3年間据え置くこととなっていますが、固定資産評価基準第12節第2により、評価替えの価格調査基準日に算定した額から半年分の下落修正が認められているため、不動産鑑定士に地価の下落状況を確認してもらう業務を委託しています。</p> <p>見積徴収業者である愛知県不動産鑑定士協会は、不動産鑑定士が組織する愛知県内唯一の公益社団法人であり、地価公示価格や地価調査、隣接市町村の標準宅地鑑定評価に精通しており、効率的かつ効果的に高い水準で業務を遂行する能力を有しているため、随意契約を締結するものです。</p>
<b>その他特記事項</b>		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 税務課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	企画広報課	
件 名	シェアリングエコノミー活用推進事業委託業務	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託期間 契約日の翌日から平成31年2月22日</li> <li>・委託内容 市内の低未利用地を活用し、観光客増加に起因する駐車場不足、交通渋滞を解消することで、観光地としての利便性・回遊性の向上等を図るとともに、低未利用地の活用に伴う住民の所得向上による地域経済の活性化、シェアリングエコノミーに対する認知度向上を図るための各種事業を実施する。</li> </ul>	
契 約 期 間	平成30年8月1日 ～ 平成31年2月22日	
契 約 締 結 日	平成30年7月31日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山市観光協会	
契 約 金 額	4,536,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	<p>本業務を効果的かつ円滑に遂行するための条件として、受託者には、本市の観光施策・実情に関する十分な知識及び経験はもちろんのこと、土地所有者への効果的な勧誘を行うために観光地周辺における混雑時の渋滞状況に精通していることが求められるが、(一社)犬山市観光協会は、設立以来、犬山市及びその周辺の地域資源を活用し、観光産業の振興を図るとともに、犬山市の魅力を高め、国内外の人々との交流を促進することで、地域文化の維持発展及び地域産業の発展向上に寄与することを目的として活動しており、本市の観光に関する深い造詣と卓越した経験は、他の追随を許さない。また、長年にわたる活動の経験からいっここで渋滞が発生するのかを熟知している。</p> <p>先述の受託者に求められる条件を満たす受託者は、現時点において(一社)犬山市観光協会をほかに存在しない。また、本市の魅力である観光を基幹産業として更に成長させるとともに、市民の生活の中にシェアリングエコノミーの意識を根付かせることで遊休資産を最大限に活用し、地域全体の活性化につなげていくためには、(一社)犬山市観光協会を中心とした事業実施体制を構築し、本業務を強力に推進していく必要がある。</p> <p>したがって、本契約の相手方は、(一社)犬山市観光協会に限定されており、本契約の性質及び目的は競争入札には適さない。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 企画広報課